

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 15 日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤津橋 秀 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 26 日から 令和 8 年 4 月 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 4 月 9 日 午前 9 時 30 分 宮崎地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 4 月 23 日 午前 9 時 50 分 宮崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)		☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 1 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2, 3, 5～7☆	1,416,000 1,132,800	一括	283,200	5,496	0
2	299,000				
3	3,000				
5	626,000				
6	182,000				
7	306,000				

物 件 目 録

☆2	所	在	都城市高崎町前田字源太
	地	番	3 7 8 7 番 5
	地	目	畑
	地	積	2 3 7 3 平方メートル
3	所	在	都城市高崎町前田字源太
	地	番	3 7 8 7 番 1 2
	地	目	公衆用道路
	地	積	2 5 9 平方メートル
☆5	所	在	都城市高崎町前田字源太
	地	番	3 7 8 7 番 5 5
	地	目	畑
	地	積	4 9 7 1 平方メートル
☆6	所	在	都城市高崎町前田字星塚
	地	番	3 7 0 9 番 6 2
	地	目	畑
	地	積	1 4 4 8 平方メートル
☆7	所	在	都城市高崎町前田字星塚
	地	番	3 7 0 9 番 6 3
	地	目	畑
	地	積	2 4 2 9 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年12月 5日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤津橋 秀 幸

1 不動産の表示

【物件番号2, 3, 5～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

【物件番号2, 5～7】

有限会社四位農園が占有している。農地法3条の許可を受けていない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2, 3, 5～7】

隣地との境界がいずれも不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません。(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。)
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありません。また、

記載されている事実や判断も要点のみの簡素なものですので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。また、B I T（不動産競売物件情報サイト）の「お知らせ」ページからダウンロードが可能です。

物 件 目 録

2	所	在	都城市高崎町前田字源太
	地	番	3 7 8 7 番 5
	地	目	畑
	地	積	2 3 7 3 平方メートル
3	所	在	都城市高崎町前田字源太
	地	番	3 7 8 7 番 1 2
	地	目	公衆用道路
	地	積	2 5 9 平方メートル
5	所	在	都城市高崎町前田字源太
	地	番	3 7 8 7 番 5 5
	地	目	畑
	地	積	4 9 7 1 平方メートル
6	所	在	都城市高崎町前田字星塚
	地	番	3 7 0 9 番 6 2
	地	目	畑
	地	積	1 4 4 8 平方メートル
7	所	在	都城市高崎町前田字星塚
	地	番	3 7 0 9 番 6 3
	地	目	畑
	地	積	2 4 2 9 平方メートル

令和7年(ケ)第30号
令和7年6月2日受理
令和7年7月24日提出

現況調査報告書【その2】

宮崎地方裁判所
執行官 佐藤 浩 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------------------|------------------|---|
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 都城市高崎町前田字源太
3 7 8 7 番 5
畑
2 3 7 3 平方メートル |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 都城市高崎町前田字源太
3 7 8 7 番 1 2
公衆用道路
2 5 9 平方メートル |
| 5 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 都城市高崎町前田字源太
3 7 8 7 番 5 5
畑
4 9 7 1 平方メートル |
| 6 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 都城市高崎町前田字星塚
3 7 0 9 番 6 2
畑
1 4 4 8 平方メートル |
| 7 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 都城市高崎町前田字星塚
3 7 0 9 番 6 3
畑
2 4 2 9 平方メートル |

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	「住居表示未実施」
土地	物件2、3、5、6、7
現況地目	☒ 畑（物件2、5、6、7） ☒ 公衆用道路（物件3） ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（物件3） ☒ その他の者（物件2、5、6、7） ☒ 土地所有者が雑草が繁茂した状態で占有している（物件3） ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり【その他の者（物件2、5、6、7）関係】 ☐
その他の事項	・物件2土地及び物件5土地の北西側は市道（栢木・山神原線）に接する（写真①、②）。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件2、5、6、7関係）		
占有範囲	■全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ■有限会社四位農園	
占有状況	☒ 畑（物件2、5、6、7） ☐ 公衆用道路 ☐ 駐車場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人（■A、B、都城市農業委員会担当者）の陳述、■「農地等の現況に係る照会に対する回答書」の要旨		
占有権原	☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ■なし	
占有開始時期	平成27年ころ	
最初の契約等	契約日	平成27年ころ（口頭）
	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者（ ）
	借主	■占有者 ☐ その他の者（ ）
賃料・支払時期等	■毎年金 70,000 円（年末一括払い）	
	☐ 前払（ ） 分 円） ☐ 相殺（ ） 分 円）	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者(当事者との関係)等	陳述内容等
■都城市役所維持管理課担当者	・ 物件 2 土地及び物件 5 土地の北西側に接する道路は都城市道（栢木・山神原線）です。公図上の物件 7 土地の北西側に接する道は里道（赤道）になります。
■ A（債務者兼所有者）	・ 物件 2 土地及び物件 5 ないし 7 土地については、約 10 年前から有限会社四位農園に貸しており、同農園が現在耕作しています。同貸借は、B を仲介人として口頭契約を行い、小作料年 7 万円で期間の定めなく、いつでも上記土地を返還する約束です。契約書は作成していません。また、都城市農業委員会への届出はしていません。
■ B（本件土地の近隣者）	・ 私は、A の依頼を受けて仲介人の立場で、上記有限会社四位農園との間で、上記物件 2 土地及び物件 5 ないし 7 土地について賃貸借契約を結びました。同契約内容は A が述べたとおりです。現在、上記四位農園は大豆を耕作しており、その収穫時期は 8 月ころになります。
■都城市農業委員会担当者	・ 物件 2 土地及び物件 5 ないし 7 土地につき、現在、賃貸借に関する当委員会への届出等はありません。
■都城市高崎総合支所土地改良区担当者	・ 本件土地は土地改良区エリア外であり賦課金等の負担はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

執行官の意見

(土地の形状等について)

- ・物件2土地及び物件5ないし7土地は、一体となった、現在耕作されている畑である(写真①ないし⑨)。物件3土地は、物件5土地よりやや高く位置し雑草等が繁茂した状態にある(写真①)。

(境界について)

- ・本件土地と隣接地との境界について、公図(法第14条第1項地図)上では確認できる。現地は、境界杭等の境界を示すものは確認できず、いずれも不明確であり協議を要する。また、物件相互の筆界も不明確でありいずれも協議を要する。

なお、公図上の物件5土地と物件7土地との間の里道(赤道)は現存しない。

(占有について)

- ・占有関係については、前記2枚目及び3枚目記載のとおりであり、現在、物件2土地及び物件5ないし7土地を耕作している有限会社四位農園とAとの賃貸借は、農地法3条の許可を得ておらず、かつ、契約内容を書面で明らかにしていないことから、いわゆるヤミ小作で、正常な賃貸借契約に当たらない。よって、対抗力のない賃貸借と判断した。

(農地照会について)

- ・都城市農業委員会からの「農地等の現況に係る照会に対する回答書」によると、物件3土地を除く本件物件の買受申出には買受適格証明書を要するとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月3日 10:00-10:10(10)	都城市役所	■航空写真・地番編集図取得 ■公課証明書取得 ■接道調査
令和7年6月3日 10:20-10:30(10)	宮崎地方法務局都城支局	■隣接地登記簿取得 ■底地調査 ■公図(白図)取得
令和7年6月3日 11:10-11:20(10)	都城市高崎総合支所	■接道(里道)調査
令和7年6月3日 12:50-13:30(40)	物件所在地	■物件確認 ■占有調査 ■写真撮影
令和7年6月4日 12:15-13:00(45)	A宅	■Aから聴取
令和7年6月5日 14:20-14:30(10)	宮崎地方法務局都城支局	■履歴事項全部証明書取得
令和7年6月5日 14:40-14:50(10)	都城市役所(農業委員会)	■農地賃貸借関係調査
令和7年6月10日 11:20-12:00(40)	物件所在地	■評価人同行 ■立入調査 ■写真撮影 □
令和7年6月10日 12:10-12:30(20)	物件所在地(近隣)	■Bから聴取 □
令和7年6月27日 12:30-12:50(20)	物件所在地	■立入調査 ■写真撮影
令和7年7月7日 14:40-14:50(10)	都城市高崎総合支所(土地改良区)	■賦課金等関係調査
(特記事項) ☐ 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

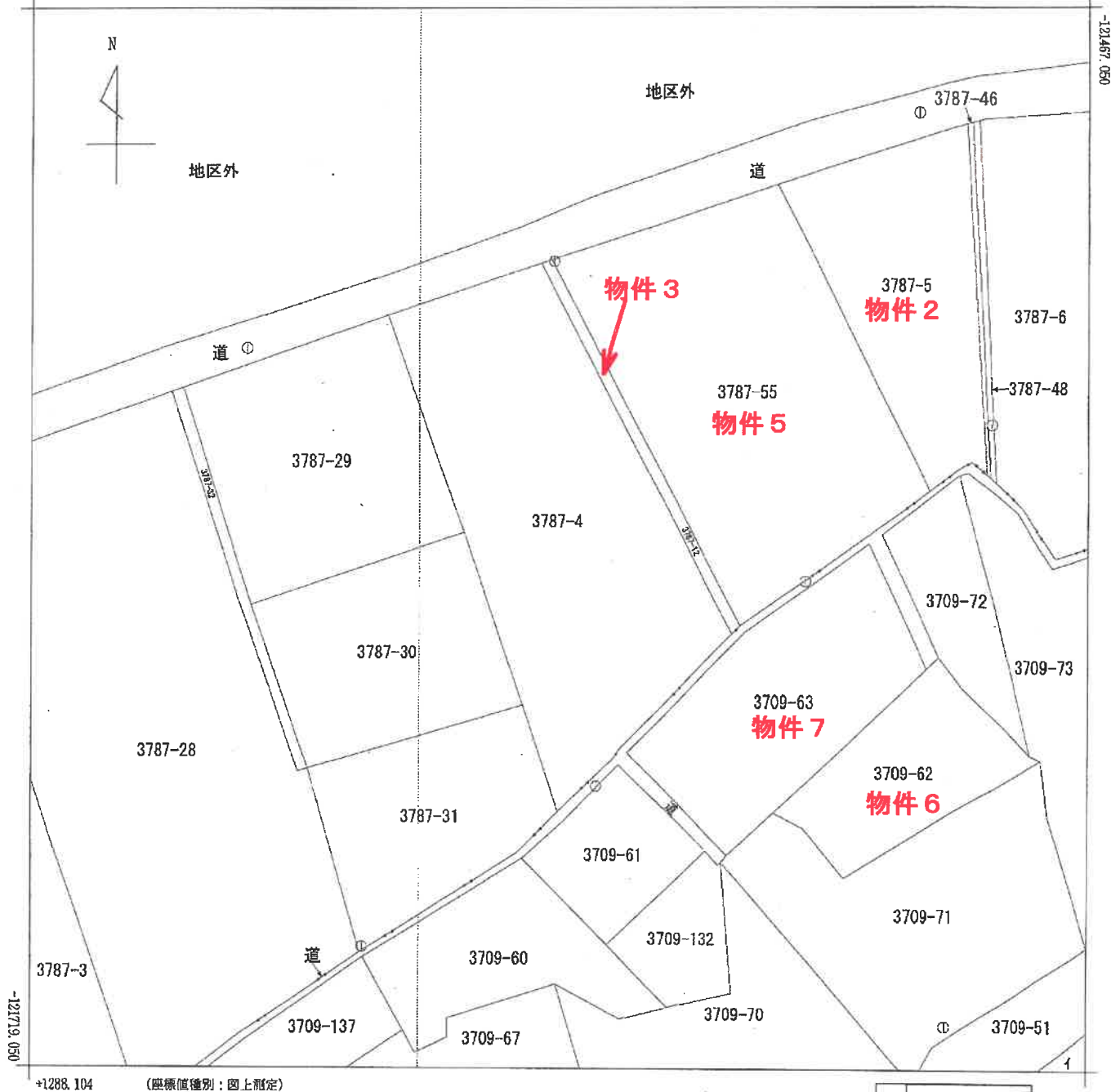
(6枚目)

公図（法第14条第1項地図）写し

4 3709-53

(座標値種別：図上測定)

+1538.104



地番区域見出
高崎町前田

請求部	所在	都城市高崎町前田字源太				地番	3787番4			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

A 3 版を A 4 版に縮小

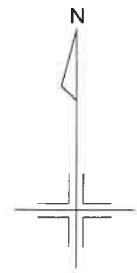
この証明書に記録されている内容は、令和6年宮崎県日向灘を震源とする地震発生以前に作成された地図又は地図に準ずる図面に基づくものである。

土地位置関係図

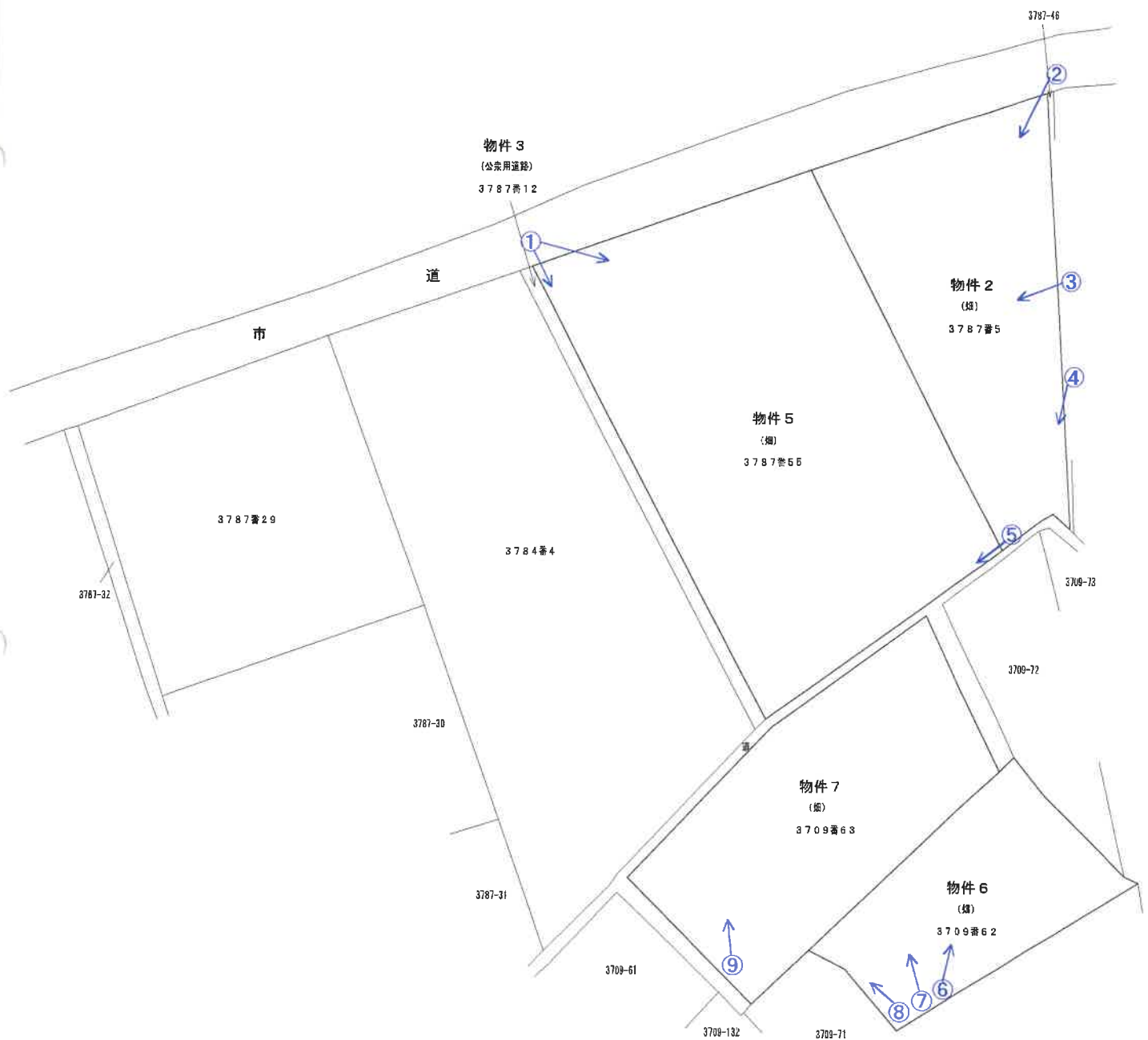
その2 物件2, 3, 5, 6, 7

物件2, 5, 6, 7 (畑)

物件3 (公衆用道路)



縮小図



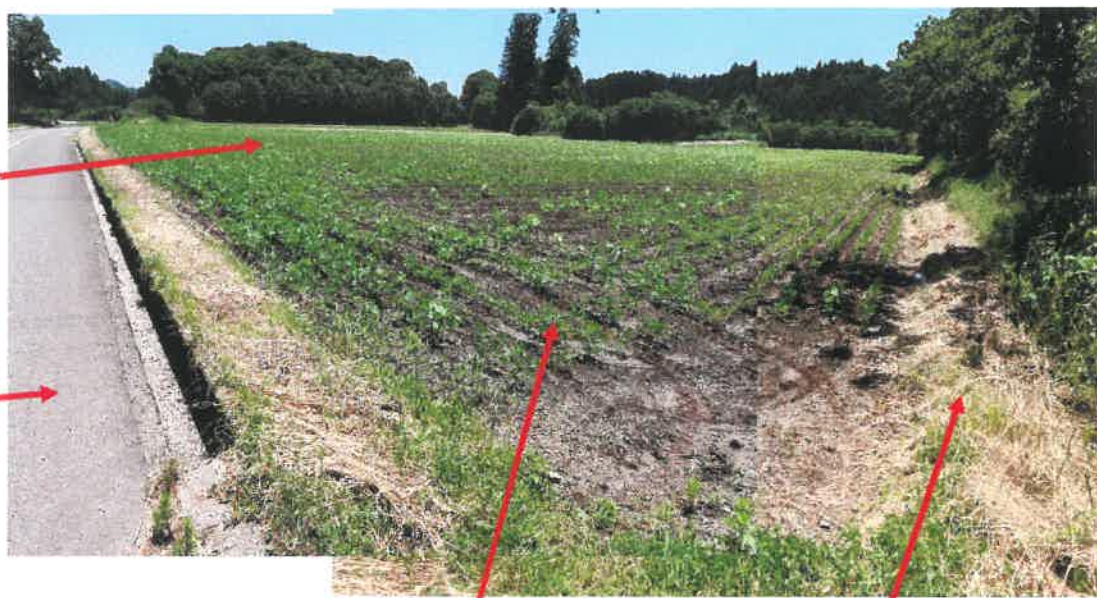
写真撮影位置・方向○→

* 土地位置関係図は、建物の配置及び利用状況を図示したものであり、境界を確定した図面ではないので注意を要する。

写真①

物件 2 土地

市道



物件 5 土地

物件 3 土地

写真②



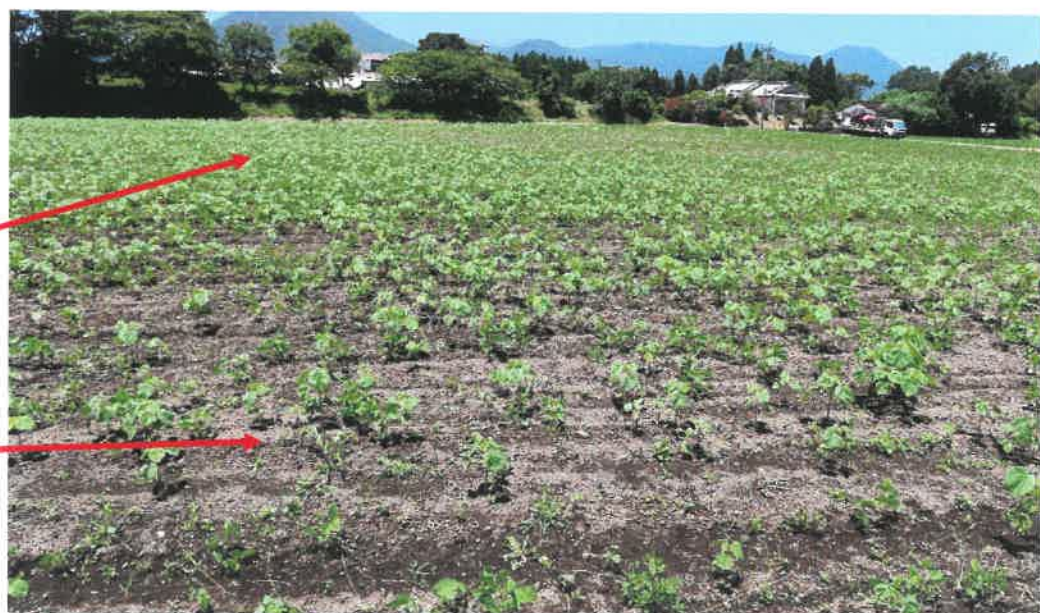
物件 2 土地

市道

写真③

物件 5 土地

物件 2 土地



(9 枚目)

写真④

物件 2 土地



写真⑤

物件 7 土地

物件 5 土地



写真⑥

物件 7 土地

物件 6 土地



写真⑦

物件 7 土地

物件 6 土地



写真⑧

物件 7 土地

物件 6 土地



写真⑨

物件 7 土地





令和 7 年 (ケ) 第 30 号
令和 7 年 6 月 10 日 現地調査
令和 7 年 7 月 10 日 評 価
その 2 (物件番号 2, 3, 5, 6, 7)

現地調査担当 佐藤浩二執行官

宮崎地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長濱 宏昭 印

第1. 評価額

一括価格	
金 1,416,000 円	
内訳価格	
2	金 299,000 円
3	金 3,000 円
5	金 626,000 円
6	金 182,000 円
7	金 306,000 円

【付記事項】

- 一括価格とは、物件2・3・5・6・7の各不動産について、一括売却（民事執行①：法61条本文）を行う事を前提とした場合の価格である。
- ②：内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2. 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以後発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
2	所 在 地 番 地 目 地 積	都城市高崎町前田字源太 3787番5 畑 2373㎡	
3	所 在 地 番 地 目 地 積	都城市高崎町前田字源太 3787番12 公衆用道路 259㎡	
5	所 在 地 番 地 目 地 積	都城市高崎町前田字源太 3787番55 畑 4971㎡	
6	所 在 地 番 地 目 地 積	都城市高崎町前田字星塚 3709番62 畑 1448㎡	
7	所 在 地 番 地 目 地 積	都城市高崎町前田字星塚 3709番63 畑 2429㎡	
番号	特 記 事 項		
3以外	都城市農業委員会からの回答によると、本件の買受人は買受適格証明書が必要であるとのことである。		
共通	本件と隣接地との境界は一切確認できなかった。ただし本件には法第14条第一項地図が備え付けられていることから、境界の復元は可能であると思料する。		
2・5	航空写真及び現地確認によると、南側の里道（都城市農村整備課で確認）と耕作されている部分の形状が公図上と若干異なる可能性がある。ただし、詳細については別途測量を要する。		
3以外	本件は一体利用しているため、夫々の筆界は不明瞭である。		

(1) 物件土地の概況及び利用状況等（物件２・５・６・７）

物 件	２・５・６・７	
位 置 ・ 交 通	JR吉都線『日向前田駅』の南西方・道路距離約3.7km 最寄バス停『前田駅前』の南西方・道路距離約3.6km(徒歩 約45分) (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況	都城市高崎町郊外の区画整然とした農地地域である。当該地域は殆どが畑地であるが、休耕地なども散見される地域現況にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分：都市計画区域外	
	用 途 地 域：－	
	建 蔽 率：－	
	容 積 率：－	
	農 地 法 等 規 制：農振農用地区域内青地	
	そ の 他 の 規 制：なし	
自 然 的 条 件	日 照：普通	
	土 壌 の 良 否：普通	
	災 害 の 可 能 性：普通	
	地 勢：概ね平坦	
	そ の 他：特になし	
画 地 条 件	形 状：概ね整形	
	間 口：約141m	
	奥 行：約160m（最大奥行）	
接面道路の状況	北西側で幅員約7.5m市道に接続する。	
土地の利用状況等	本件は、純農地（畑）である。執行官の聞取りによると、耕作者は本件所有者兼債務者より賃貸借されているが、農業委員会からの許可等は得ていないとのことである。	
災 害 等 の 危 険 性	津波ハザード：特になし	国土交通省重ねるハザードマップ (令和7年6月12日時点)
	洪水ハザード：特になし	
	高潮ハザード：特になし	
	土砂災害警戒区域等：特になし	都城県土砂災害警戒区域等マップ (令和7年6月12日時点)
	そ の 他：特になし	国土交通省重ねるハザードマップ (令和7年6月12日時点)
埋蔵文化財の有無及びその状態	都城市文化財課への聴取によると、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。	
土壌汚染の有無及びその状態	1970年代の航空写真、登記簿等による調査の結果、汚染リスクの端緒は確認できない。	
特 記 事 項	北東側で3787番46(私道)、北西側で市道、南西側で物件３、南東側で里道に接面しているが、これら隣接地との境界杭等は一切確認できず境界は不明瞭で協議を要する。 都城市農村整備課への聞取りによると、現状では南側里道を潰し、本件と一体利用しているが、道を復元する必要はないとのことのことである。	

(1) 物件土地の概況及び利用状況等（物件3）

物 件	3	
位 置 ・ 交 通	JR吉都線『日向前田駅』の南西方・道路距離約3.7km 最寄バス停『前田駅前』の南西方・道路距離約3.6km(徒歩 約45分) (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況	都城市高崎町郊外の区画整然とした農地地域である。当該地域は殆どが畑地であるが、休耕地なども散見される地域現況にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分：都市計画区域外	
	用 途 地 域：一	
	建 蔽 率：一	
	容 積 率：一	
	農 地 法 等 規 制：一	
自 然 的 条 件	日 照：普通	
	土 壌 の 良 否：普通	
	災 害 の 可 能 性：普通	
	地 勢：概ね平坦	
	そ の 他：特になし	
画 地 条 件	形 状：通路状地	
	間 口：約2.5m	
	奥 行：約98m	
接 面 道 路 の 状 況	北西側で幅員約7.5m市道に接続する私道である。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件7への進入路として使用される可能性があるが、物件2・5・6・7は一体利用されているため、現在は通路として使用されておらず、現況は雑草等が繁茂した状態である。	
災 害 等 の 危 険 性	津波ハザード：特になし	国土交通省重ねるハザードマップ (令和7年6月12日時点)
	洪水ハザード：特になし	
	高潮ハザード：特になし	
	土砂災害警戒区域等：特になし	都城県土砂災害警戒区域等マップ (令和7年6月12日時点)
	そ の 他：特になし	国土交通省重ねるハザードマップ (令和7年6月12日時点)
埋蔵文化財の有無及びその状態	都城市文化財課への聴取によると、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。	
土 壌 汚 染 の 有 無 及 び そ の 状 態	1970年代の航空写真、登記簿等による調査の結果、汚染リスクの端緒は確認できない。	
特 記 事 項	北東側で物件5、南西側で物件1(3784番4)、南東側で里道に接面している。隣接地とは境界杭等は一切確認できず境界は不明瞭で協議を要する。	

第5. 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

目的土地の価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ	その他補正 エ	土地価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	300	1.00	2,373.00	－	712,000
3	300	1.00	259.00	0.10	8,000
5	300	1.00	4,971.00	－	1,491,000
6	300	1.00	1,448.00	－	434,000
7	300	1.00	2,429.00	－	729,000

- ア 標準画地価格：農地については、公示地等がないため地元精通者意見、財団法人日本不動産研究所の資料等及び地域における取引水準等を参酌して査定した。
- イ 個別格差：標準的農地：1.00
- ウ 地 積：登記簿面積
- エ その他補正：公衆用道路 0.1

2. 評価額の決定

前記により求めた土地価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	基礎となる価格 (円) ア	占有減価率 イ	市場性 修正 ウ	競売市 場修正 エ	その他 の減価 オ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
2	712,000	1.00	0.70	0.60	1.00	299,000
3	8,000	1.00	0.70	0.60	1.00	3,000
5	1,491,000	1.00	0.70	0.60	1.00	626,000
6	434,000	1.00	0.70	0.60	1.00	182,000
7	729,000	1.00	0.70	0.60	1.00	306,000
計	3,374,000		価 格 (合計)			1,416,000

イ 占有減価修正：特になし

ウ 市場性修正：物件3以外は都城市農業委員会からの回答によると、農用地区域の指定があり、買受人は農業適格者としての要件を満たす等の制約を受けることから市場性修正を施すものである。

エ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

オ その他の減価：特になし

第6．参考価格資料

(1) 公示(基準)地価格

農地にかかる規準(基準)とすべき公示地等はない。

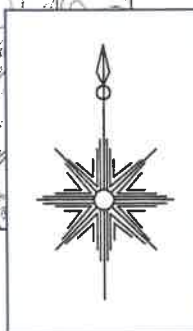
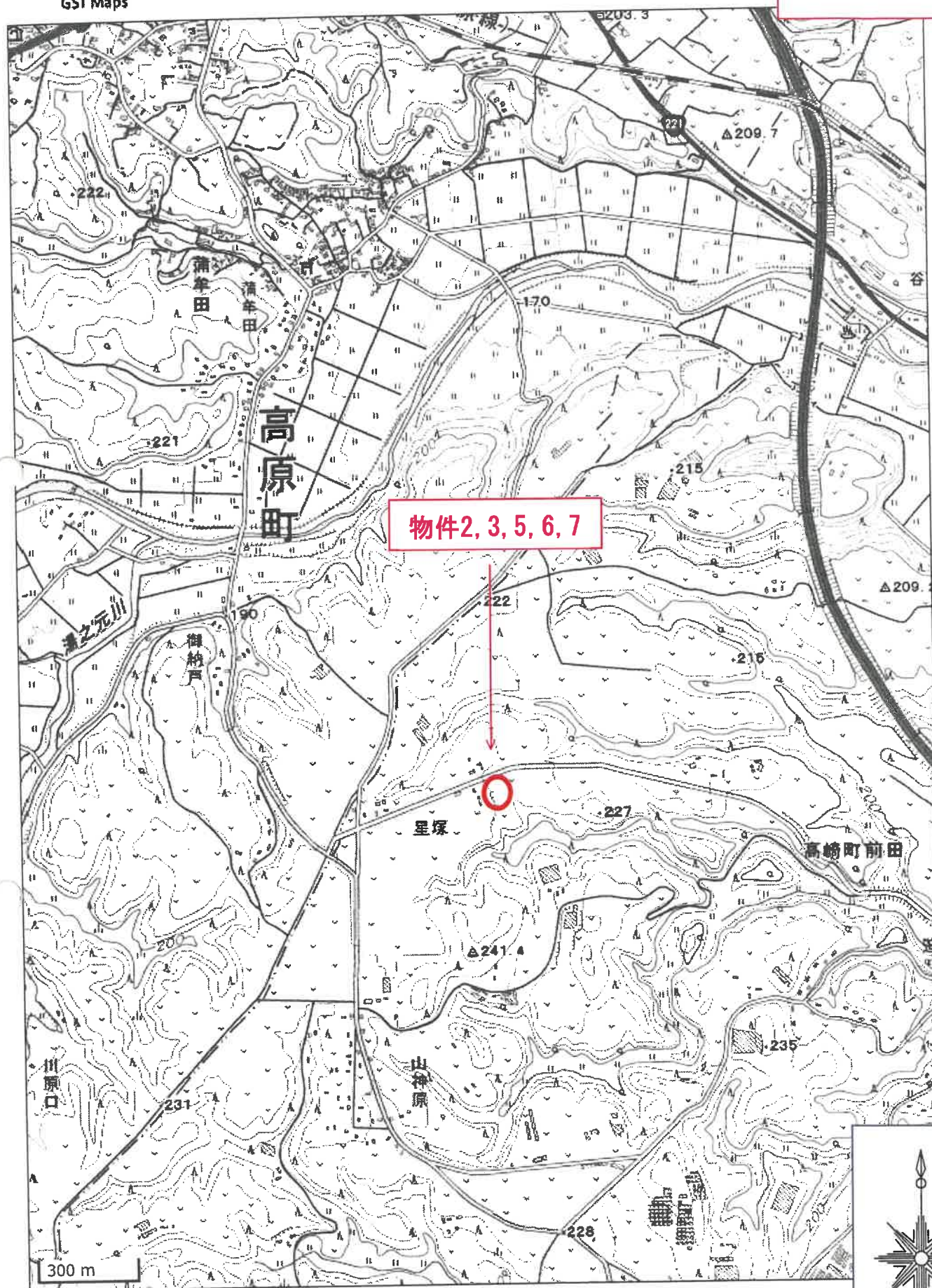
(2) 固定資産評価額 (令和7年度固定資産公課証明書による)

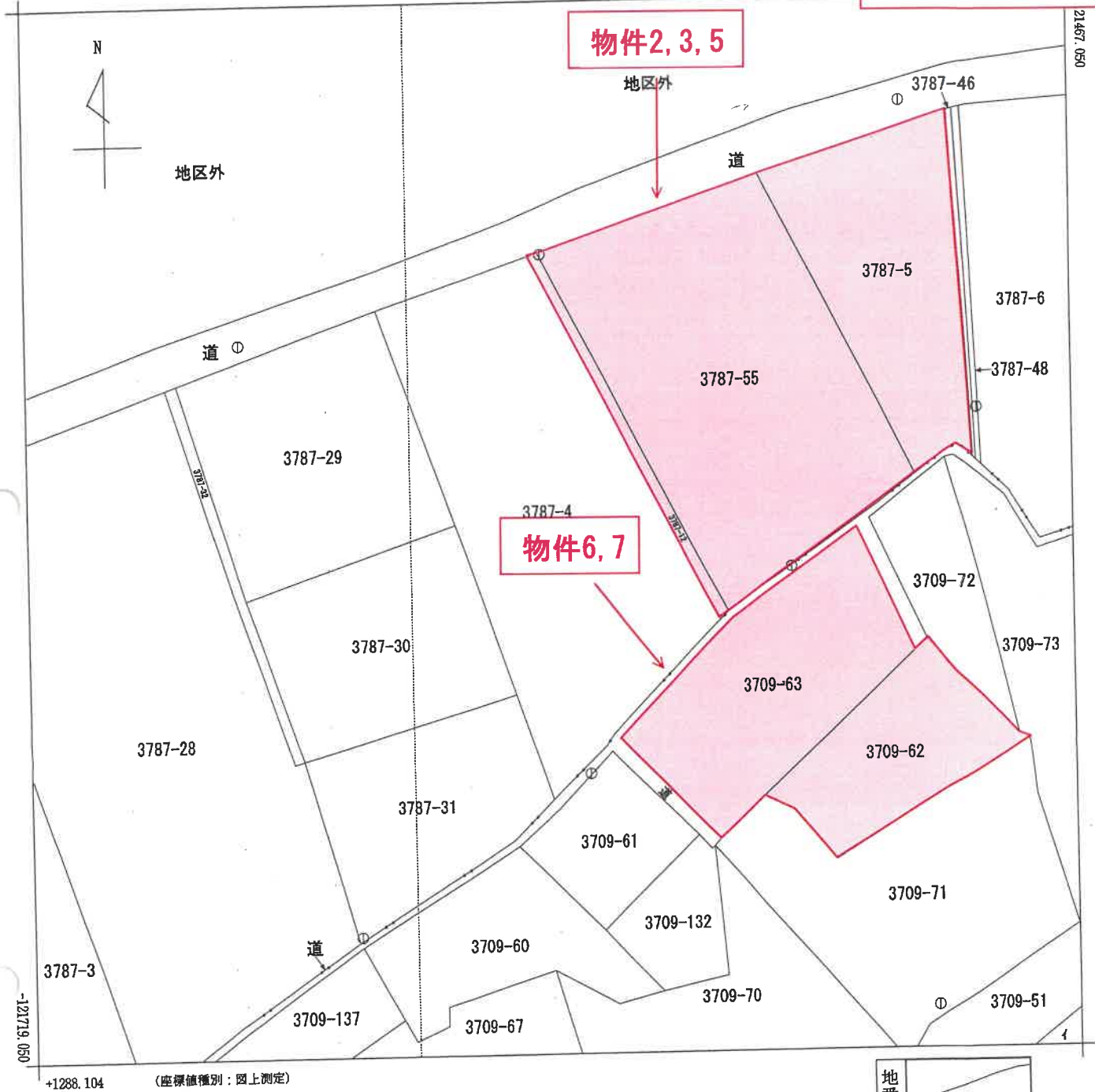
物件2	:	83,055 円
物件3	:	155,400 円
物件5	:	173,985 円
物件6	:	50,680 円
物件7	:	85,015 円

第7．附属資料の表示

1. 位置図
2. 公図写
3. 土地位置関係図
4. 現況写真

以 上





地番区域見出

高崎町前田

請求部	所在	都城市高崎町前田字源太				地番	3787番4			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(宮崎地方法務局都城支局管轄)

令和7年4月14日

宮崎地方法務局

登記官

請求番号: 10-1

(1/1)

この証明書に記録されている内容は、令和6年宮崎県日向灘を震源とする地震発生以前に作成された地図又は地図に準ずる図面に基づくものである。

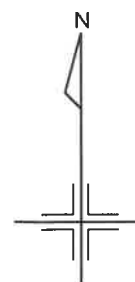
(A3版をA4版に縮小)

土地位置関係図

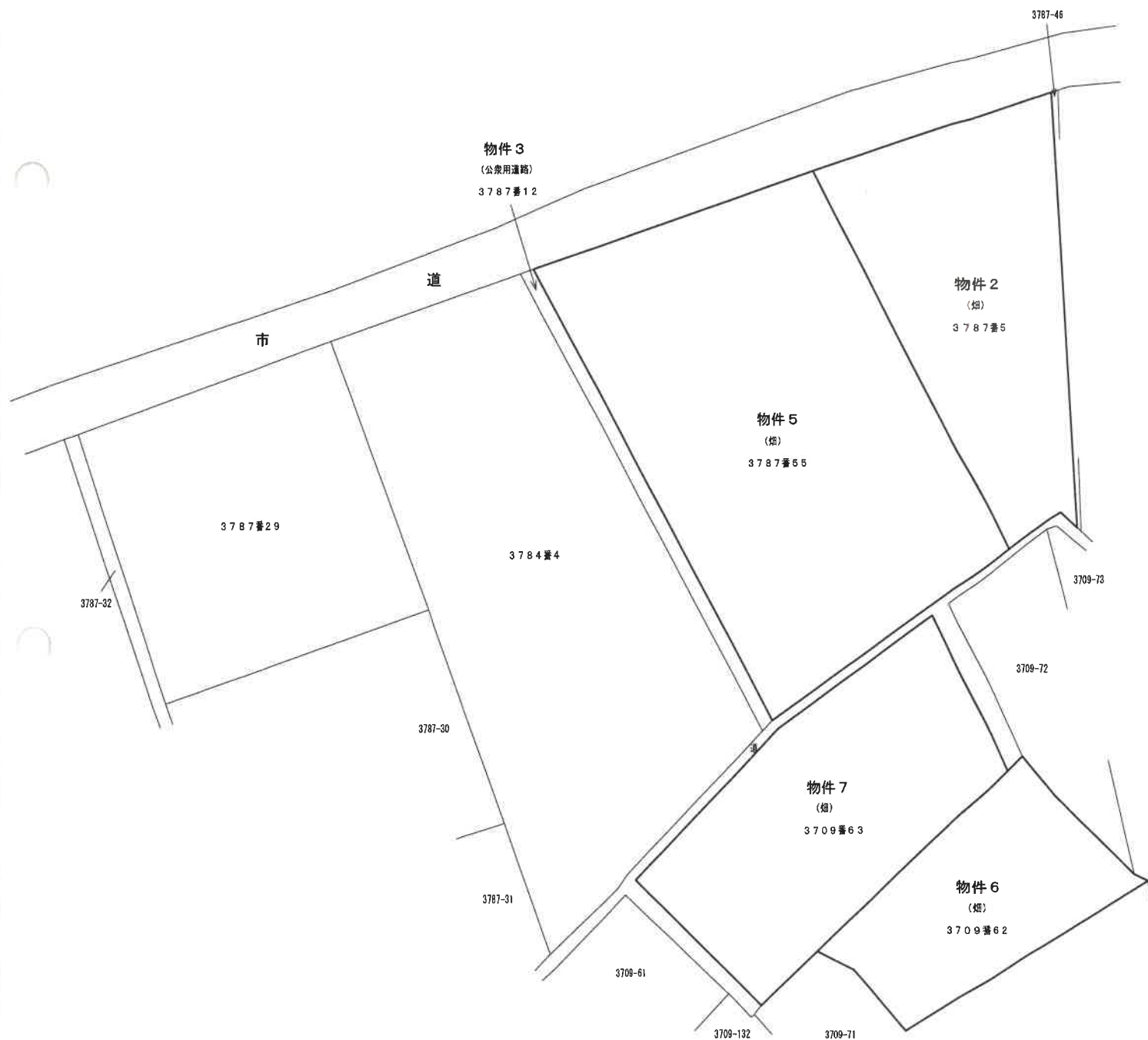
その2 物件2, 3, 5, 6, 7

物件2, 5, 6, 7 (畑)

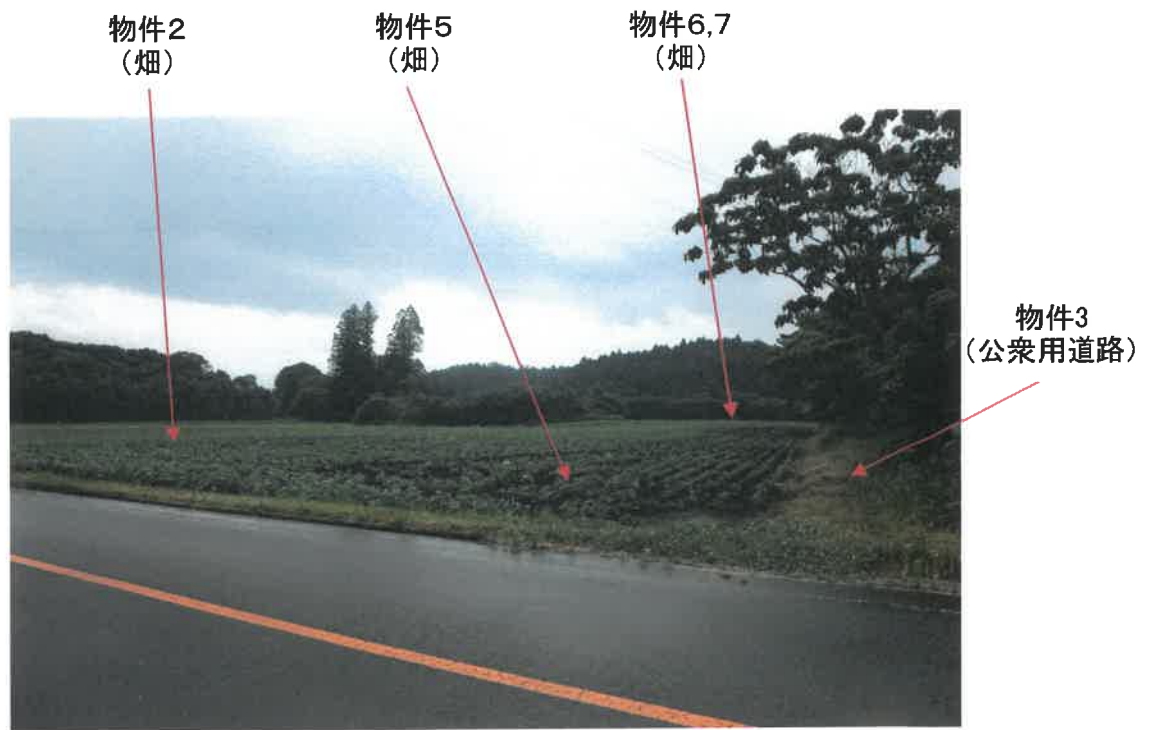
物件3 (公衆用道路)



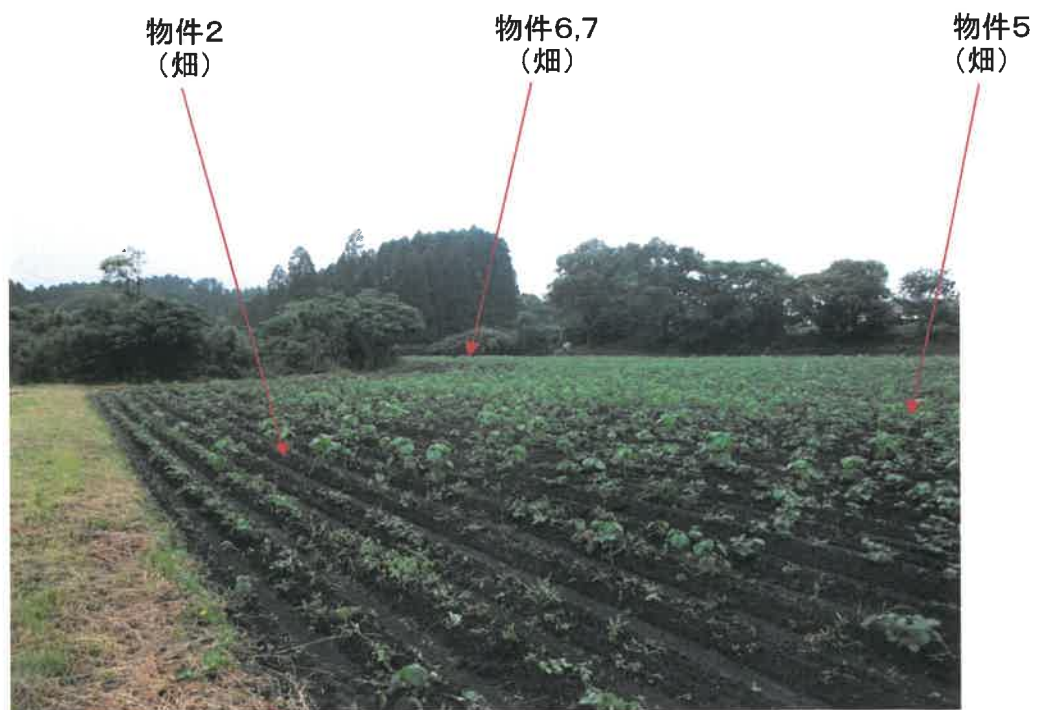
縮小図



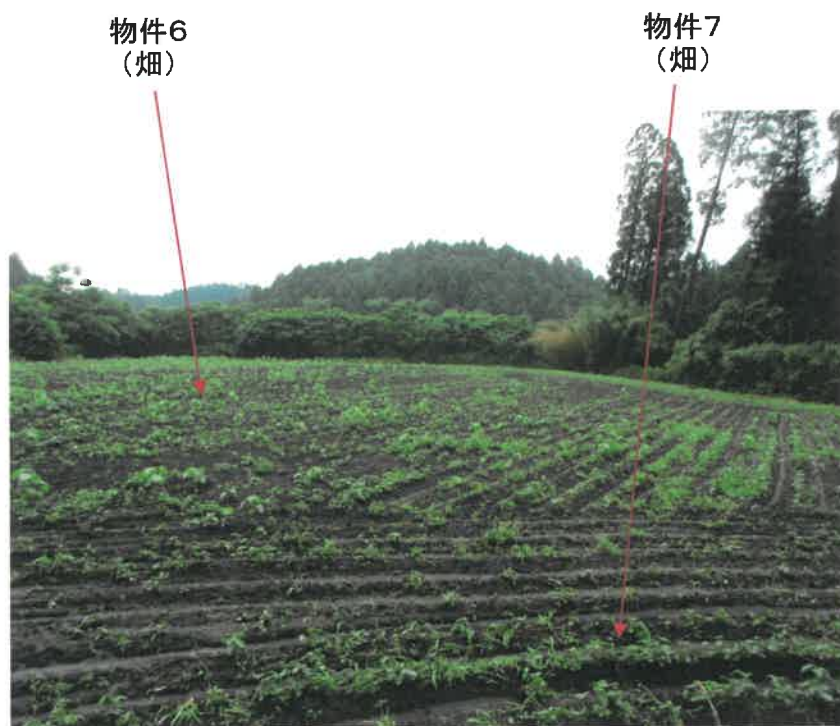
* 土地位置関係図は、建物の配置及び利用状況を図示したものであり、境界を確定した図面ではないので注意を要する。



北東方よりのぞむ



北東方よりのぞむ



北西方よりのぞむ



北西方よりのぞむ